

6-8つくば市放課後児童クラブ運営業務委託  
(秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・(仮称)みどりの南)仕様書

1 件名

6-8つくば市放課後児童クラブ運営業務委託(秀峰筑波・学園の森・みどりの学園・  
(仮称)みどりの南)

2 目的

放課後児童クラブとは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の規定に基づき、小学校に就学している児童であって、その保護者が就労等により昼間家庭にいないものにつき、放課後等に遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的とする事業（放課後児童健全育成事業）であり、仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成の観点から重要な役割を担っている。

つくば市では、平成30年4月から秀峰筑波義務教育学校、学園の森義務教育学校及びみどりの学園義務教育学校の3校が開校し、令和6年4月からみどりの南小学校の開校を予定しており、これに合わせて、各学校敷地内及び隣接地に設置する専用施設を活用して放課後児童クラブを実施している。

放課後児童クラブの運営については、市の職員による管理・統制の下で、安定した運営体制の確保とサービスの質の向上を目的として、安定した経営基盤、高い専門性及び豊富なノウハウを有する事業者へ運営業務委託を行う。

3 委託場所

(1) 秀峰筑波児童クラブ（別添1参照）

名称	秀峰筑波児童クラブ
所在地	つくば市北条5029番地2 つくば市立秀峰筑波義務教育学校施設隣接地

専用施設	平成 28 年改修（旧筑波保健センター） 延床面積：702.39 m <sup>2</sup> 建築面積：909.35 m <sup>2</sup> 児童クラブ室 4 室 交流ひろば 静養室 事務室
------	---

(2) 学園の森児童クラブ（別添 1 参照）

名称	学園の森児童クラブ
所在地	つくば市学園の森二丁目 15 番地 1 つくば市立学園の森義務教育学校施設内
1 号棟 (南側)	平成 30 年 3 月竣工 木造 2 階建て 延床面積：447.32 m <sup>2</sup> 建築面積：252.49 m <sup>2</sup> 児童クラブ室 3 室 静養室 事務室
2 号棟 (北側)	平成 31 年 3 月竣工 鉄骨造 2 階建て 延床面積：666.64 m <sup>2</sup> 建築面積：346.40 m <sup>2</sup> 児童クラブ室 3 室 交流ひろば 多目的室 静養室 事務室

(3) みどりの学園児童クラブ（別添 1 参照）

名称	みどりの学園児童クラブ
所在地	つくばしみどりの中央 12 番地 1 つくば市立みどりの学園義務教育学校施設内
1 号棟 (学校側)	平成 30 年 3 月竣工 木造 2 階建て 国庫補助金活用 延床面積：447.32 m <sup>2</sup> 建築面積：252.49 m <sup>2</sup> 児童クラブ室 3 室 静養室 事務室
2 号棟 (公園側)	平成 31 年 3 月竣工 鉄骨造 2 階建て リース方式 延床面積：666.64 m <sup>2</sup> 建築面積：346.40 m <sup>2</sup> 児童クラブ室 3 室 交流ひろば 多目的室 静養室 事務室
学校施設	図書室

(4) (仮称) みどりの南小学校児童クラブ (別添 1 参照)

名称	(仮称) みどりの南小学校児童クラブ
所在地	つくばしみどりの南 107 番地 2 つくば市立みどりの南小学校隣接地
専用施設	令和 6 年 3 月竣工予定 木造 2 階建て 国庫補助金活用 延床面積：1148.15 m <sup>2</sup> 建築面積：720.74 m <sup>2</sup> 児童クラブ室 8 室 多目的室 静養室 事務室

#### 4 委託期間

(1) 令和 6 年 (2024 年) 4 月 1 日から令和 9 年 (2027 年) 3 月 31 日までの期間とする。

(2) 準備期間

契約締結日の翌日から令和 6 年 (2024 年) 3 月 31 日までの期間は準備期間とし、市との事前協議、支援員の確保、指揮命令系統の確立、備品・施設等の確認、保護者に対する児童クラブ説明会を行うものとする。なお、当該準備期間に関する経費は、受託者の負担とする。

#### 5 開所日及び開所時間

(1) 開所日

ア 原則として月曜日から金曜日とする。

イ 開所日数は 1 年につき 250 日以上とする。

※上記日数を充たすための開所日については、利用者のニーズを踏まえ毎月一回程度土曜日を開所するなど、市と協議して決定すること。

ウ その他市長が定める日

(2) 閉所日

ア 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

イ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

ウ その他市長が定める日

(3) 開所時間

ア 月曜日から金曜日（次号に該当する日を除く。） 放課後から午後 7 時まで

イ 長期休業日（春休み・夏休み等）・振替休業日 午前 8 時から午後 7 時まで

ウ その他市長が定める時間

6 対象及び定員

(1) 対象となる児童

事業の対象となる児童は、つくば市内の小学校に就学しており、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校第 1 学年から第 6 学年で、市が許可をした者とする。

(2) 放課後児童クラブの受入可能人数

ア 放課後児童クラブの受入可能人数は、次の表に定める人数とする。

施設名称	クラブ名称（支援の単位）	定員
秀峰筑波児童クラブ	秀峰筑波第 1 児童クラブ	40 人
	秀峰筑波第 2 児童クラブ	40 人
	秀峰筑波第 3 児童クラブ	40 人
	秀峰筑波第 4 児童クラブ	40 人
学園の森児童クラブ	学園の森第 1 児童クラブ	40 人
	学園の森第 2 児童クラブ	40 人
	学園の森第 3 児童クラブ	40 人
	学園の森第 4 児童クラブ	40 人

	学園の森第5児童クラブ	40人
	学園の森第6児童クラブ	40人
みどりの学園児童クラブ	みどりの学園第1児童クラブ	40人
	みどりの学園第2児童クラブ	40人
	みどりの学園第3児童クラブ	40人
	みどりの学園第4児童クラブ	40人
	みどりの学園第5児童クラブ	40人
	みどりの学園第6児童クラブ	40人
	みどりの学園第7児童クラブ	40人
	みどりの学園第8児童クラブ	40人
(仮称) みどりの南小学校 児童クラブ	(仮称) みどりの南小学校第1児童クラブ	40人
	(仮称) みどりの南小学校第2児童クラブ	40人
	(仮称) みどりの南小学校第3児童クラブ	40人
	(仮称) みどりの南小学校第4児童クラブ	40人
	(仮称) みどりの南小学校第5児童クラブ	40人
	(仮称) みどりの南小学校第6児童クラブ	40人
	(仮称) みどりの南小学校第7児童クラブ	40人
	(仮称) みどりの南小学校第8児童クラブ	40人

イ 受入可能人数及び支援の単位については、運營業務委託を受託するための目安であり、委託契約における受入可能人数及び支援の単位は、市と受託者が協議のうえ定めるものとする。

ウ 入所を希望する児童の数が、本仕様書における受入可能人数（目安）を超過する場合は、施設の規模や児童の出席率等を勘案し、運営に支障がない範囲で弾力的に受け入れるものとする。

## 7 委託内容（放課後児童クラブ運營業務）

- (1) 入所児童の保育業務（児童の安全管理・生活指導・遊びの指導）
- (2) 次年度入所者に対する放課後児童クラブ説明会の実施
- (3) 会議の実施（始業前ミーティング・例月マネージャー会議等）
- (4) 会報の発行（例月児童クラブだより・その他）
- (5) 職員の資質向上のための研修の実施（公的機関で実施する場合は市から通知）
- (6) 施設・付属設備及び物品の保全
- (7) 施設の清掃及び環境整備
- (8) その他業務報告等運営上必要な事項
- (9) 児童の安全管理
  - ア 各施設に防火管理者を選任し、消防計画を作成すること。
  - イ あらゆる場面を想定した避難訓練を年1回以上実施すること。

## 8 基本事項

業務の遂行にあたって、4施設の放課後児童クラブは同一の運営方針で実施するものとし、市の職員（クラブ長）による管理・統制の下、以下の事項に沿って適正に行うこと。

- (1) 事業の目的を十分に理解し、児童の健全育成や安全の確保を図るとともに、子育て家庭の保護者が安心して働ける環境づくりに資するよう運営を行うこと。
- (2) 児童・保護者の心情に配慮し、きめ細かいサービスの提供に努めること。
- (3) 児童・保護者にとって、公平・公正な運営を行うこと。
- (4) 市、学校、地域との連携を図り、適切に運営すること。
- (5) 効率的な運営を行い、経費の節減を図ること。

## 9 法令等の遵守

事業の運営にあたっては、本仕様書のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法令やその他法令を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (3) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）
- (4) つくば市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年つくば市条例第 57 号）（以下「基準条例」とする。）
- (5) つくば市放課後児童クラブ実施要項
- (6) つくば市個人情報保護条例（平成 27 年つくば市条例第 28 号）
- (7) つくば市情報公開条例（平成 27 年つくば市条例第 27 号）
- (8) その他管理運営に適用される法令・通知

※法令改正があった場合は、改正された内容を仕様とするが、市が業務内容を変更した場合を除き、管理に係る委託費は変更しない。

## 10 職員体制

受託者は、放課後児童クラブの運営にあたり次に掲げる放課後児童支援員等（以下「支援員」）を配置し、職員の体制を整えること。

### (1) 職員の資格

#### ア 放課後児童支援員（運営責任者）

児童クラブの運営責任者として、児童の監督、遊びなど直接的な保育指導に加えて、市職員及び保護者等との連絡調整を行い、他の放課後児童支援員等へ指示を行う常勤<sup>※</sup>の放課後児童支援員

※常勤…継続した勤務形態で一定の勤務時間が保障されていること。

#### イ 放課後児童支援員（運営責任者以外）

基準条例第 10 条第 3 項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了した者<sup>※</sup>とする（保育士、幼稚園教諭、小・中・高等学校教諭、社会福祉士の資格を有する者など）。

※令和 6 年(2024 年) 3 月 31 日までに研修の修了を予定している者を含む。

## ウ 補助員

補助員については、上記の資格を有する者のほか、子育て経験者や教育に関わる学生、児童の遊びや生活に関わる経験を持つ者、都道府県知事が行う子育て支援員の研修を修了した者が望ましい。また、必要に応じて、臨床心理士、児童指導員、母子指導員や社会教育主事等児童関係施設及び社会教育関係施設での職歴を有する者などを採用し、保育環境の向上を図ることが望ましい。

### (2) 職員の配置

ア 支援員の配置は、支援の単位ごとに3人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。

イ 登録人数が少ない時間帯、曜日及び時期については、出席状況に応じて、支援員の配置人数を少なくすることができる。ただし、1支援の単位あたり最低2人は配置すること。

ウ 障がい児等特別な支援を必要とする児童に対応する必要がある場合は補助の支援員を加配する等、速やかに受け入れの体制を整えること。

エ 運営責任者の配置人数については、次の表に定める人数とする。

みどりの学園児童クラブ、(仮称)みどりの南小学校児童クラブの運営責任者は、受入れ場所や定員規模を考慮して、適宜配置すること。

施設名称	運営責任者の配置人数
秀峰筑波児童クラブ	1名以上
学園の森児童クラブ	1名以上
みどりの学園児童クラブ	2名以上
(仮称)みどりの南小学校児童クラブ	2名以上

### (3) 職員の雇用及び体制

ア 職員の継続雇用



入所児童等への影響に配慮し、既に放課後児童クラブに勤務している者の雇用にできる限り努めること。

#### イ 職員体制の準備・確保

受託者は、業務の遂行に必要な資格を取得し、及び必要な資格その他の能力を有する人員を確保し、運営開始の14日前までに、職員名簿及び体制表を市に提出すること。なお、職員名簿及び体制表に変更があった場合はすみやかに変更後の職員名簿及び体制表を市に提出すること。本委託業務を遂行するための職員体制の準備・確保については、自己の費用負担において行うこと。

### (4) 勤務条件

#### ア 賃金額

支援員及び補助員の賃金額については、市の直営の賃金額を考慮し、近隣自治体の放課後児童クラブ職員と比較して著しく低い金額にならないよう努めること。

#### イ 経験年数等に応じた処遇改善

国が実施する「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」※を活用して、支援員等の個々の資格や能力、経験年数等に応じた処遇改善（給与、賃金、手当等の改善）に努めること。

本事業の実施については、市とあらかじめ十分な協議をすること。

なお、本事業に係る経費については、市と協議の上で、委託料とは別に補助基準額に準じて市が支払う予定である。

※放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、以下の通知を参照すること。

#### ①事業の概要、要件等

令和5年4月12日付けこ成環第5号「放課後児童健全育成事業」の実施について別紙「放課後児童健全育成事業」別添12「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」

## ②補助基準額

令和5年7月31日付けこ成事第365号「子ども・子育て支援交付金の交付について」別紙「子ども・子育て支援交付金交付要綱」別紙「放課後児童健全育成事業」

### ウ 勤務時間

小学校の授業日においては、保育の準備や児童に関する記録作成、その他の事務等を行うために、常勤支援員のうち最低1名は、勤務開始時間を必要に応じて他の職員より早めるなど配慮すること。

労働基準法を遵守し、休憩時間の確保を徹底するなどして、職員の労働時間が過重にならないように配慮すること。また、日頃から職員の健康管理のための環境整備に努めること。

## 11 委託業務経費

### (1) 人件費（給与・賃金、通勤手当、時間外手当等）

#### ア 支援員（保育時間中に常時配置）

内訳：秀峰筑波児童クラブ 12人（支援の単位ごとに3人×4クラブ）

学園の森児童クラブ 18人（支援の単位ごとに3人×6クラブ）

みどりの学園児童クラブ 24人（支援の単位ごとに3人×8クラブ）

（仮称）みどりの南小学校児童クラブ 24人

（支援の単位ごとに3人×8クラブ）

※長期休業日等の長時間保育については、配置人数を下回らないように短期的に就労する増加人員分も考慮すること。

#### イ 運営責任者（常勤）

内訳：秀峰筑波児童クラブ 1人

学園の森児童クラブ 1人

みどりの学園児童クラブ 2人

(仮称) みどりの南小学校児童クラブ 2人

ウ 社会保険料（社会保険、雇用保険、労災保険等）

(2) 運営・管理費

ア 需用費（消耗品費等）

内訳：消耗品費等

事務用品費等

携帯電話通信費

イ 役務費（賠償責任保険料、求人採用費）

ウ 負担金（各種研修参加費・負担金等）

(3) その他

ア 諸経費（上記以外の経費）

12 委託に含まれない業務及び経費

(1) 入所、退所、変更の申請受理

(2) 入所、退所、変更の審査判定・許可

(3) 児童クラブ利用料（負担金）の賦課・徴収

(4) 光熱水費

(5) 電話料金（固定電話）

(6) 施設、設備、備品の維持経費（軽微な修繕・買換え等に係るものを除く。）

(7) 昼食、おやつにかかる経費

※昼食は利用者が持参する。おやつは利用者が持参する。

13 受託者が行う業務

業務の範囲は次のとおりとする。なお、業務の執行は受託者が自ら行うことを原則とするが、部分的な業務については、市の承諾を得て専門の事業者へ委託することができる。

## (1) 放課後児童クラブに関する業務

### ア 児童の健康管理

児童の健康状態については、学校との連携により日常的に把握し、発熱や嘔吐など異常が認められる場合は、保護者への連絡など状況に応じた適切な対応を行うこと。

### イ 安全確保

事業を実施する施設等の内外の点検、危険物の除去や適正管理など児童の周辺の状況に配慮し事故の未然防止に努めるとともに、けが、感染症または食中毒が発生した場合の応急処置や医療機関への連絡体制を整えること。

また、火災、地震、不審者の侵入など緊急時の対応については、マニュアル等を整備し、避難訓練の実施、学校、警察等との連携、安全対策物品の常備など児童の安全管理に努めること。

### ウ 情緒の安定

集団での生活を通じて児童の情緒の安定を図り、自主性、社会性を培う等児童の健全な保育に努めること。

## (2) 事業の運営及び施設管理に関する業務

### ア 児童の遊びの指導

児童の状況に即した適切な遊びを指導すること。また、季節に応じた行事などを工夫しながら適宜実施すること。

### イ 出欠席簿や指導日誌の作成

児童の出欠状況を把握し、それとともに指導日誌により日々の業務内容を記録し、支援員間の引継ぎを円滑に行うこと。

### ウ 広報等の作成と連絡帳などの記載

広報等は、放課後児童クラブと家庭を結ぶ役割を担うものとして、行事や持ち物などを周知すること。また、連絡帳の記載によって家庭と連携し、児童を個別に見守り、健全育成に活用すること。

## エ 年間・月間指導計画、勤務表の作成

年間指導計画は、年間目標、行事予定、開所日（閉所日）を記載すること。  
また、月間指導計画は、月間目標、開所日（閉所日、行事）予定を記載するとともに、保護者に伝えるべきことは広報等に記載すること。

勤務表は、月間指導計画に基づき、行事に即した人員配置を行い作成すること。

## オ おやつ提供時間の確保及び準備

放課後、家庭に帰る児童に比べ、事業を利用する児童は1日の活動時間が長くなることなどから、昼食と夕食の間に必要な栄養を補給できるよう配慮するとともに、アレルギー体質の児童に対して、保護者と事前に相談し十分な対策を講じること。

おやつ提供に際しては、手洗い、うがいなどの準備を通じて、基本的な生活習慣を身につけさせるための指導を行うこと。

## カ 施設・設備・備品の管理

日常的に施設、設備の点検を実施し、貸与備品の適正管理を行い、日頃から施設内の清掃を行い、適正な環境整備を心がけること。

備品の破損や施設・設備に修繕が必要となった場合は速やかに市に報告すること。

## キ 緊急時対策、防犯・防災対策

緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員の指導を行い、災害等緊急事態の発生時には、利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等の確に対応すること。

## ク 子どもの生活を豊かにする遊びや活動の研究

児童が、放課後の時間を豊かに過ごすことができるよう、指導員は遊びや活動に関する研究を心がけること。

## ケ 緊急連絡時の対応

施設専用携帯電話を設け、屋外でも緊急連絡等の対応が取れるように心がけること。

(3) 利用者説明会、保護者会に関する業務

ア 事業の運営が円滑に行うことができるよう、毎年度、利用予定の保護者を対象に利用者説明会を実施すること。

イ 運営においては、保護者との連携、協力を密に行うこと。また、保護者会の発足や活動についても、各施設の実情に合わせて連携及び協力をすること。

(4) その他、事業の運営に必要な業務

前項までに掲げる事項以外に、事業の適正な管理及び運営上必要な業務があるときは、市と協議のうえ実施すること。

(5) 各種書類及び提出期限と適正な管理

受託者は、次に掲げる書類を整備し、適正な管理を行うこと。市に提出が必要となるものに関して、電子データ及び書面のどちらでも提出できるように環境を整えること。

ア 児童名簿

市から児童名簿を受領し、その後は毎月、児童の増減報告をすることにより、市が把握する児童と、受託者が把握する児童の整合を図ること。

イ 支援員・補助員の出勤簿

提出期限 翌月 10 日

ウ 指導日誌

提出期限 翌月 10 日

エ 事業計画書及び収支予算書

各事業開始年度の前年度末までに作成し、市に提出すること。

国庫補助事業の申請資料となるため、市と協議して作成すること。

オ 事業実績報告書及び収支決算書

各事業年度の終了後、4月中に市に提出すること。

国庫補助事業の実績資料となるため、市と協議して作成すること。

#### カ その他

本業務で必要とされる各種書類について、様式の指定がないものは、市の承認を得て作成すること。

### 14 支援員の研修

支援員・補助員（以下、「支援員等」とする。）は児童の成長段階に見合った適切な働きかけを行うために資質の向上に努めること。

- (1) 受託者は、支援員等の専門性の向上を目的とした研修を実施すること。
- (2) 支援員等は、茨城県、市等が主催する研修に参加に努めること。
- (3) 支援員等は、児童の自主性、社会性及び創造性を高める遊びの指導等自己の研鑽に努めること。

### 15 労働安全衛生

受託者は、支援員等の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場の形成に努め、支援員等の健康状態を把握すること。

### 16 事故発生時の対応

- (1) 事故等が発生したときは、直ちに適切な措置を講じるとともに、その内容等を速やかに市に報告すること。
- (2) 事故等の発生に対し、速やかに事故の原因等を究明し、今後の対応策と併せて市に報告すること。

### 17 施設及び設備の維持管理業務

#### (1) 基本的事項

ア 受託者は、施設及び設備、備品の機能と環境を良好に維持し、サービス提供

が常に円滑に行われるように、次の基本的事項を踏まえ、施設及び設備、備品等の日常点検等を行うこと。

イ 施設及び設備の維持管理の状況を記録した業務日誌を作成・保管すること。

ウ 施設を適切に運営するために、日常的に点検を行い、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合（軽微な場合）を発見した際には、速やかに応急処置を施すとともに市に報告すること。

エ 環境に配慮して省エネルギー及び光熱水費の削減に努めること。

## (2) 備品等管理業務

ア 受託者は、市の所有する備品について、業務に係る備品を善良な管理者の注意をもって管理し、業務の運営に使用するものとする。

イ 受託者が、履行期間中に市から支払われた委託料により購入した備品は市に帰属するものとする。

## 18 保険等の加入

受託者は、児童クラブの業務を遂行するにあたり、損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応する。加入する保険は次に掲げる内容のものと同程度以上とすること。

- ・ 対人賠償 1名につき限度額2億円 1事故につき限度額5億円
- ・ 対物賠償 1事故につき限度額500万円

## 19 損害賠償

次に掲げる事項に該当し、その結果、市に損害を与えたときは、受託者は市に損害を賠償しなければならない。

- (1) 故意又は過失により、児童や保護者等にけがを負わせたとき。
- (2) 故意又は過失により、設備備品等を損壊、紛失又は遺棄したとき。



## 20 事業報告及び自己評価

毎年度終了後、30日以内に業務全般に係る事業報告書及び業務に対する自己評価書を市に提出すること。なお、市は、事業の運営状況について受託者に報告を求められることができるとともに、必要に応じて実地調査を行うことができる。また、受託者はこれを拒むことはできない。

## 21 苦情等の対応

受託者は、事業の運営方法等について保護者から苦情等を受けた場合は、迅速かつ適切な対応を行い誠意ある解決を図るとともに、その内容及び結果等を市に報告すること。

## 22 連絡調整会議

受託者は、事業の円滑な運営を期するため、月1回程度、市及び責任者による連絡調整会議を開催するものとする。

## 23 守秘義務について

業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。委託期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様にする。

## 24 個人情報について

- (1) 個人に関する情報（以下、「個人情報」という）の漏洩防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (2) 業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。委託の期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様にする。

## 25 業務又は費用の分担区分

- (1) 放課後児童クラブ運営業務の分担区分は、〔別表1〕のとおりとする。
- (2) 放課後児童クラブ運営業務に係る人件費は全て受託者の負担とする。また、人件費以外の費用分担は、〔別表2〕のとおりとする。

## 26 協議

受託者は、この仕様書に規定するものの他、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じたときは、市と協議し決定するものとする。

## 27 業務の引継ぎ

委託期間が満了し、又は委託契約を取り消されたときは、速やかに事業の運営に関する事務を整理し、市と市が指定するものに対して業務の引継ぎを行うこと。

## 28 業務委託料の支払い

受託者は、四半期毎に、委託料を前金払いとして委託者に請求することができる。委託者は請求書受理の日から 30 日以内に当該代金を支払うものとする（夏休み等の長期休業該当月については増減を考慮する）。

## 29 契約の解除

受託者が行う運営業務の適正を期するため、次に掲げる事由に該当する場合には、委託契約を解除し、又は期間を定めて運営業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

- (1) 受託者が、市の行う報告の要求、実地調査又は必要な指示に従わないとき。
- (2) 業務が著しく不適當で改善の余地が見られない等、受託者による運営を継続することが適正でないときと市が認めたとき。

前項の規定により契約を解除した場合においては、市が受けた損害は、受託

者が賠償することとする。また、その場合、管理の引継に係る人件費等の費用については、受託者の負担とする。

### 30 注意事項

- (1) ボランティア及び各種研修生の受け入れについては、市の指示に従うこと。
- (2) 支援員等の勤務条件、処遇等については、原則として市の基準を下回らないこと。
- (3) 独自の事業により必要となる備品等の購入は受託者で負担すること。
- (4) 保護者から、児童の事故や怪我に対して支援員等個人に賠償責任を問われた時は、受託者で対応すること。
- (5) 契約書に必要とされる収入印紙については、受託者で負担すること。

### 31 その他

- (1) 本業務委託を執行するにあたり、運営開始となる4月1日からの長期休業日の保育に備えて、契約の翌日からあらかじめ専用施設に常駐する市職員と連携を密にして準備をすすめること。
- (2) 本仕様書は、業務遂行上に必要な最小限の定めであり、問題が生じた場合速やかに双方が協議し、円滑な業務遂行に努めること。

### 32 問合せ先・郵送先

住所

305-8555

茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1

つくば市こども部こども育成課放課後育成係

電話

029-883-1111 放課後育成係

〔別表1〕業務分担区分

項目	業務内容	受託者	市
事業全般	事業運営の総括	○	
	指導日誌（出席簿・利用状況）の記録	○	
	関係部門との連絡調整	○	
	上記の確認		○
指導計画等の作成	年間及び月間指導計画の作成	○	
	利用者スケジュールの管理	○	
	上記の確認		○
利用申請等の手続き	新規募集の案内		○
	利用申請書の受理		○
	利用申請書の審査		○
	利用決定の通知		○
	利用者説明会の実施	○	
	利用内容変更届の受理		○
	利用中止届の受理		○
	上記の確認		○
利用料（負担金）の徴収等	利用料の請求		○
	利用料の収納管理		○
	利用料の督促及び滞納整理		○
	利用料の減免措置		○
消耗品、おやつの購入（実施する場合）等	消耗品の発注	○	
	消耗品の荷受けと検収	○	
	消耗品代金の支払い	○	

	おやつ の 予定表 の 作成 と 発注	○	
	おやつ の 荷受け と 検収	○	
	おやつ 代金 の 支払い	○	
支援員等 の 採用、 労務管理	支援員等 の 募集採用 及び 配置	○	
	夏休み 臨時 支援員 の 募集採用	○	
	支援員等 の 出退勤管理	○	
	給与等 の 支払い	○	
	支援員等 の 資質向上 の ための 研修実施	○	
	支援員等 の 健康管理	○	
	上記 の 確認		○
安全管理・施設管理	施設内 の 日常清掃	○	
	施設内外 の 点検	○	
	施設・設備 の 簡易点検	○	
	施設・設備 の 簡易な 修繕 (1 万円未満)	○	
	空調設備 仕様 の 記録	○	
	上記 の 確認		○
その他	県・市等 主催 の 研修へ の 参加	○	
	保育に 関する 各種行事へ の 参加	○	
	連絡調整 会議 (定例会) の 開催	○	
	保護者宛て 各種文書 の 配布	○	
	アンケート の 実施 及び 集計 (1 回以上)	○	
	必要に 応じ 児童 の 保護者 面談	○	
	事故発生時 の 対応	○	
	苦情処理等 の 対応	○	
	上記 の 確認、協力、指示		○
上記に 定め の ないもの		両者協議	

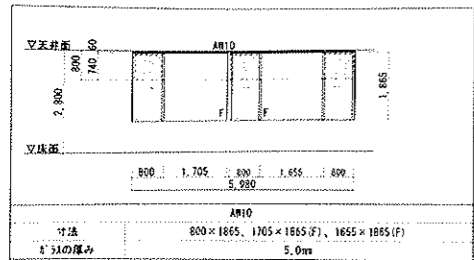
〔別表2〕費用分担区分

項目	業務内容	受託者	市
報償費	講師謝金、ボランティア謝金	○	
旅費	出張費	○	
需用費	保育消耗品（画用紙、色紙、その他保育指導に必要な消耗品）	○	
	光熱水費		○
	印刷資料、写真現像代	○	
役務費	郵便料		○
	電話料金		○
	建物総合損害共済		○
	賠償責任保険料	○	
負担金	各種研修参加費・負担金等	○	
その他	施設、設備等の修繕で受託者に過失があるもの	○	
	施設、設備等の簡易な修繕（1万円未満）	○	
	上記以外の施設、設備等の営繕		○
	施設警備に関する費用		○
	備品等の買換え、整備（1万円以上）		○
	備品等の買換え、整備（1万円未満）	○	
	緊急時のタクシー使用料	○	
上記の定めないもの		両者協議	

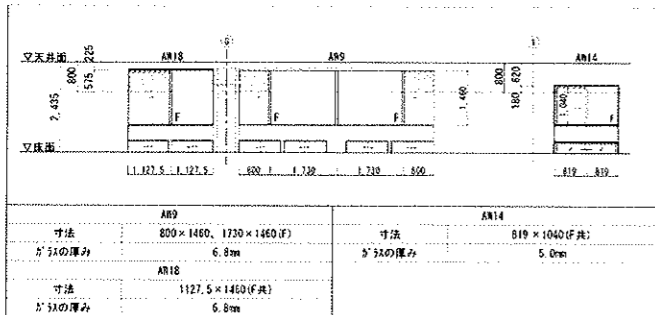
別添 1

秀峰筑波児童クラブ

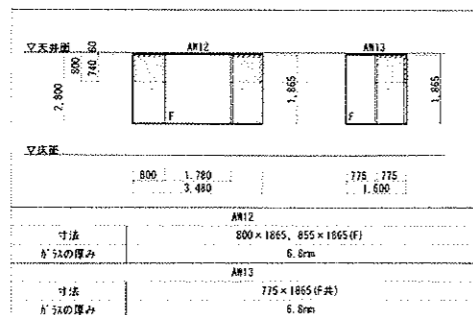
種別	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
1階	574.84㎡	無空574.84×1.30=747.29	16(0.80×1.85×13)=19.34	OK
			107.8.10.12にて算出	



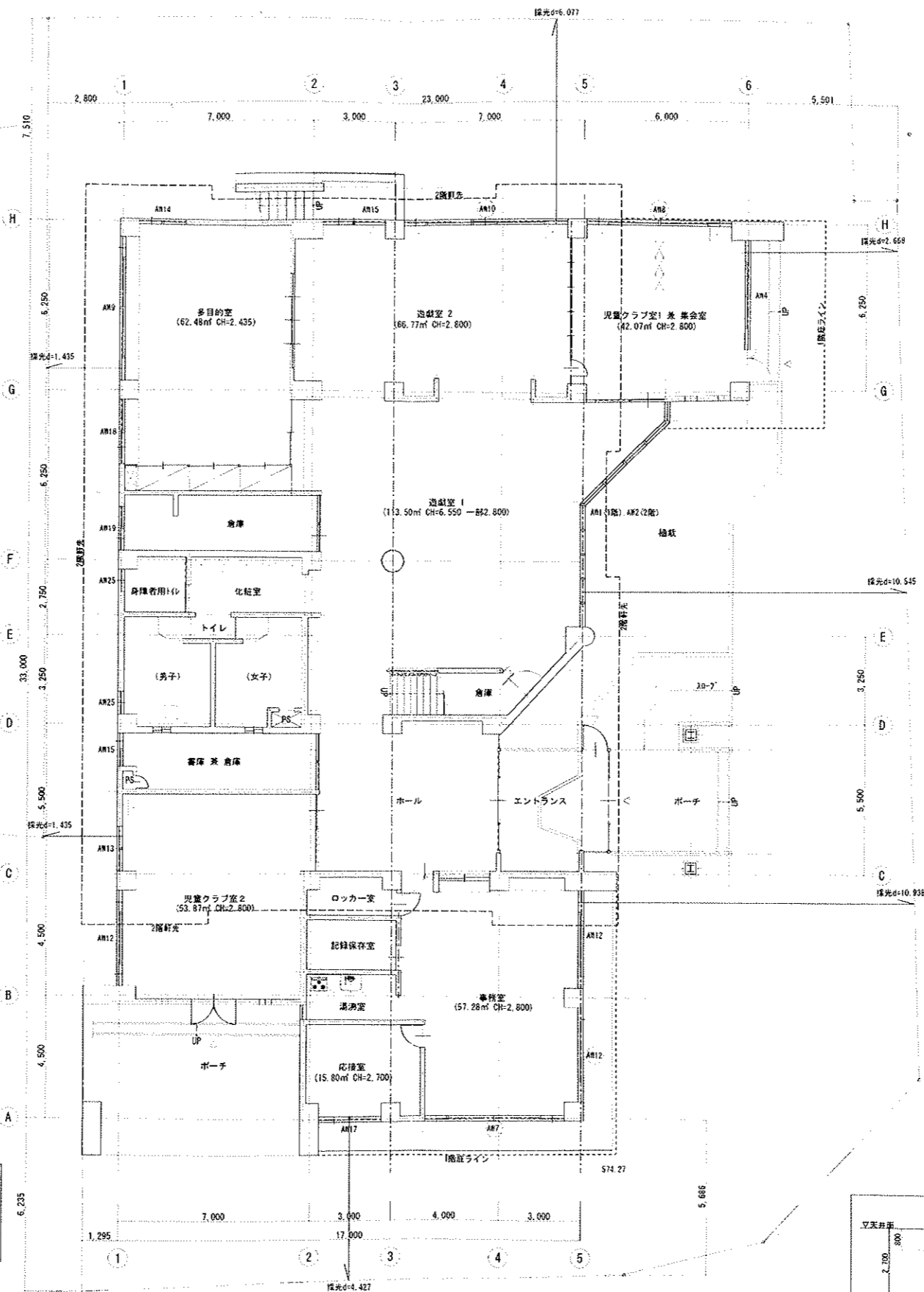
部室名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
遊戯室2	66.77㎡	採光: 66.77 × 1.7 = 113.51 換気: 66.77 × 1.20 = 80.12 排煙: 66.77 × 1.50 = 100.16	FIX (1.70 × 1.65) × 1.85 × 3.00 = 10.90 6.07 / (4.737 × 10 - 1.0) = 11.82 - 3.00 (0.80 × 1.85) × 3 = 4.46 (0.80 × 0.74) × 3 = 1.77	OK OK OK



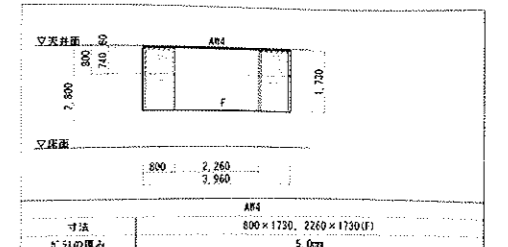
部室名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
多目的室	62.48㎡	採光: 62.48 × 1.7 = 106.22 換気: 62.48 × 1.20 = 74.98 排煙: 62.48 × 1.50 = 93.72	FIX (1.73 × 1.45 × 1.84) × 2 = 9.50 1.435 / (4.870 × 10 - 1.0) = 1.94 (0.80 × 1.46) × 2 = 5.25 (0.80 × 0.57) × 2 + (1.127 × 0.57) + (0.81 × 0.18) = 1.69	OK OK OK



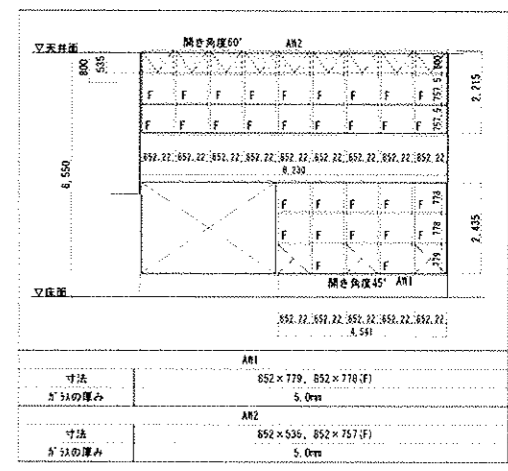
部室名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
児童クラブ2	53.87㎡	採光: 53.87 × 1.7 = 91.58 換気: 53.87 × 1.20 = 64.64 排煙: 53.87 × 1.50 = 80.81	(0.8 × 2 + 1.70) × 1.66 × 2.02 = 12.69 1.435 / (4.737 × 10 - 1.0) = 2.02 (0.80 × 1.80) × 3 = 4.46 (0.80 × 0.74) × 2 + (0.77 × 0.74) = 1.75	OK OK OK



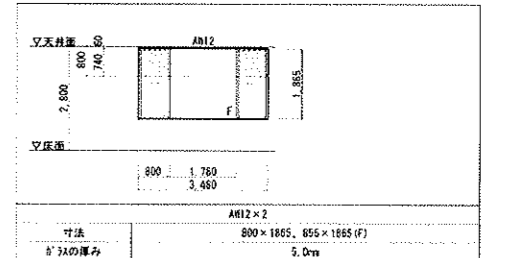
1階平面図 S=1/100



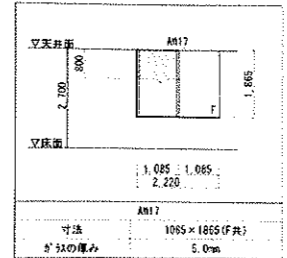
部室名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
児童クラブ室1	42.07㎡	採光: 42.07 × 1.7 = 71.52 換気: 42.07 × 1.20 = 50.48 排煙: 42.07 × 1.50 = 63.11	(0.8 × 2.26) × 1.73 × 3.00 = 9.38 2.668 / (1.237 × 10 - 1.0) = 20.56 - 3.00 (0.80 × 1.73) × 2 = 2.76 (0.80 × 0.74) × 2 = 1.18	OK OK OK



部室名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
遊戯室1	113.50㎡	採光: 113.50 × 1.7 = 192.95 換気: 113.50 × 1.20 = 136.20 排煙: 113.50 × 1.50 = 170.25	(0.85 × 0.75 × 3.00) × 18 = 22.50 (0.85 × 0.53 × 3.00) × 9 = 14.58 10.516 / (4.737 × 10 - 1.0) = 21.20 - 3.00 (0.85 × 0.53) × 9 + (0.85 × 0.77) × 3 = 6.01 (0.85 × 0.53) × 9 = 4.05	OK OK OK



部室名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
事務室	57.28㎡	採光: 57.28 × 1.7 = 97.38 換気: 57.28 × 1.20 = 68.74 排煙: 57.28 × 1.50 = 85.92	(0.8 × 2 + 1.70) × 1.85 × 3.00 = 16.86 0.938 / (1.237 × 10 - 1.0) = 8.42 - 3.00 (0.80 × 1.86) × 4 = 5.95 (0.80 × 0.74) × 4 = 2.36	OK OK OK



部室名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
応接室	15.80㎡	採光: 15.80 × 1.7 = 26.86 換気: 15.80 × 1.20 = 18.96 排煙: 15.80 × 1.50 = 23.70	(1.08 × 1.86 × 3.00) × 2 = 12.05 4.427 / (1.237 × 10 - 1.0) = 34.78 - 3.00 (1.08 × 1.86) × 2 = 0.00 (1.08 × 0.80) × 0.86	OK OK OK

有限会社 森田建築事務所 (茨城県知事 A-2555)  
管理建築士 1級建築士 森田 三朗  
(国土交通大臣 178069)

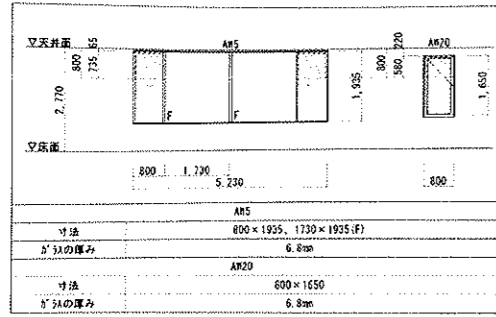
1/100  
図面名称 法規チェック図1

工事名称 2B(仮称)つくば紫峰学園児童クラブ施設改修工事  
図面名称 法規チェック図1

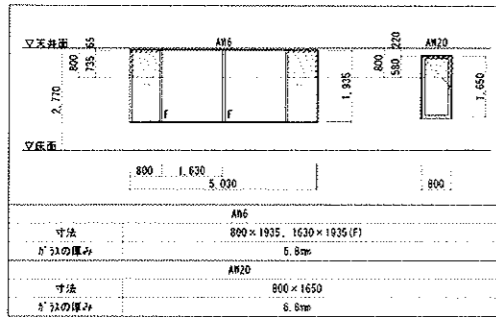


種別	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
2階	333.93㎡	333.93 × 1.20 = 400.72	(0.80 × 1.93) × 2 + (0.80 × 1.65) × 8 = 13.648	OK

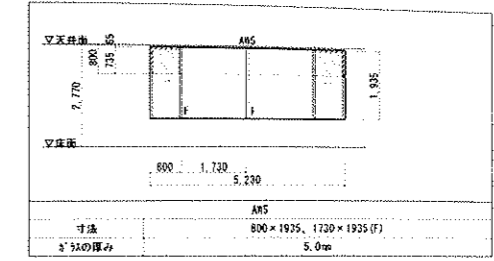
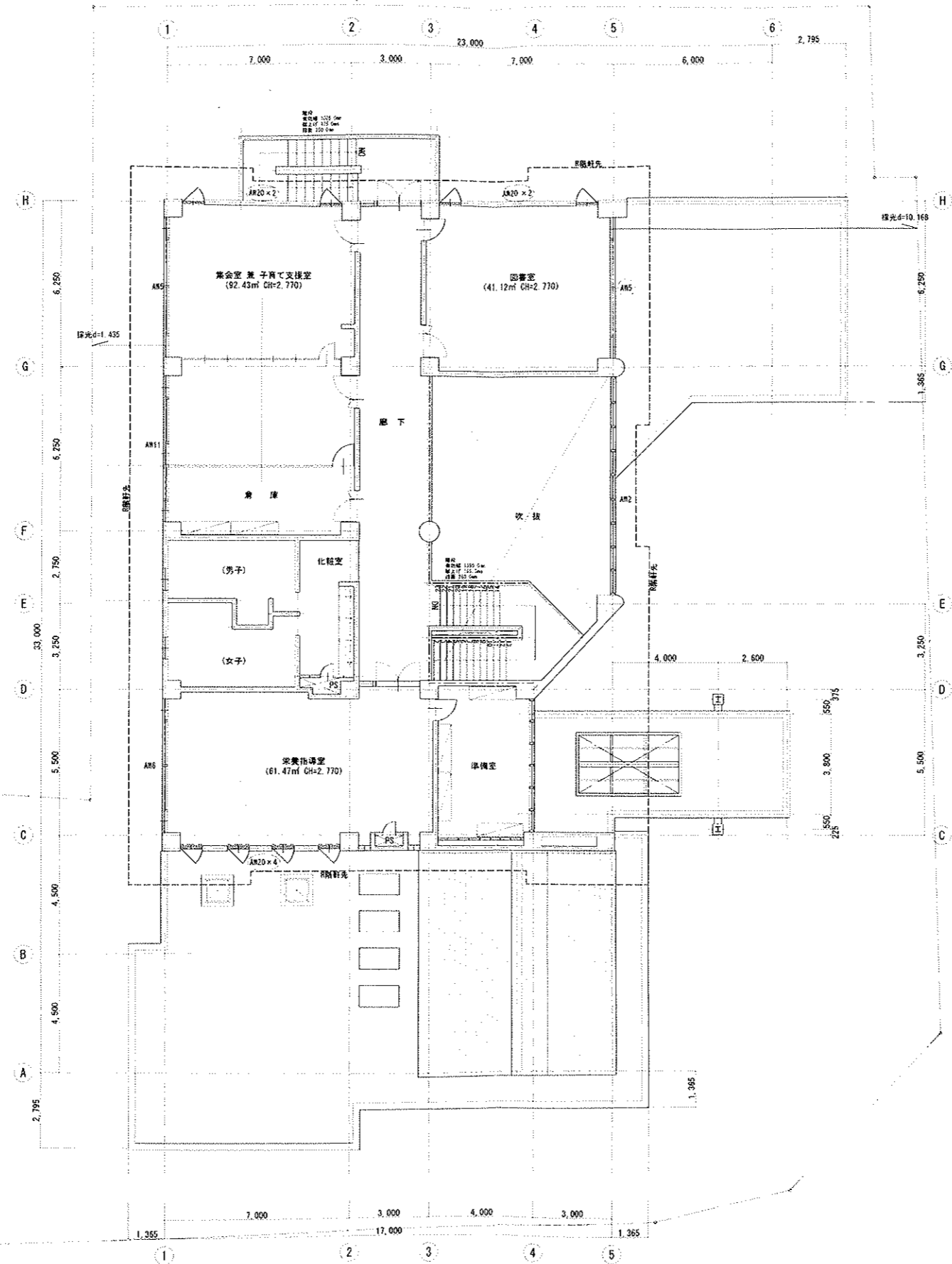
※MS, AN20にて算定。



種別名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
集談室 兼 子育て支援室	92.43㎡	採光 92.43 × 1.7 = 157.33 (0.8 × 1.73) × 1.93 × 3.00 × 2 = 29.29 換気 92.43 × 1.20 = 110.92 (0.80 × 1.93) × 2 + (0.80 × 1.65) × 2 = 5.72	3.435/0.915 × 10 = 1.0 = 14.68 - 3.00 = 11.68	OK
		採換 92.43 × 1.50 = 138.65 (0.80 × 0.73) × 2 + (0.8 × 0.58) × 2 = 2.09		OK



種別名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
栄養指導室	61.47㎡	採光 61.47 × 1.7 = 104.50 (0.8 × 1.63) × 1.93 × 3.00 × 2 = 19.67 換気 61.47 × 1.20 = 73.76 (0.80 × 1.93) × 2 + (0.80 × 1.65) × 4 = 8.36	3.435/0.915 × 10 = 1.0 = 14.68 - 3.00 = 11.68	OK
		採換 61.47 × 1.50 = 92.21 (0.80 × 0.73) × 2 + (0.8 × 0.58) × 4 = 3.02		OK



種別名	床面積	必要面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	判定
図書室	42.07㎡	採光 42.07 × 1.7 = 71.52 (0.8 × 1.73) × 1.93 × 3.00 × 2 = 29.29 換気 42.07 × 1.20 = 50.48 (0.80 × 1.93) × 2 + (0.80 × 1.65) × 2 = 5.72	3.435/0.915 × 10 = 1.0 = 14.68 - 3.00 = 11.68	OK
		採換 42.07 × 1.50 = 63.11 (0.80 × 0.73) × 2 = 1.16		OK

有限会社 森田建築事務所 (茨城県知事 A-2555)  
管理建築士 1級建築士 森田 三朗  
(国土交通大臣 178069)

承認	基本設計	設計	監査	確認

工事名称 28 (仮称)つくば東峰学園児童クラブ施設改修工事  
図面名称 法規チェック図2

# 別添 1

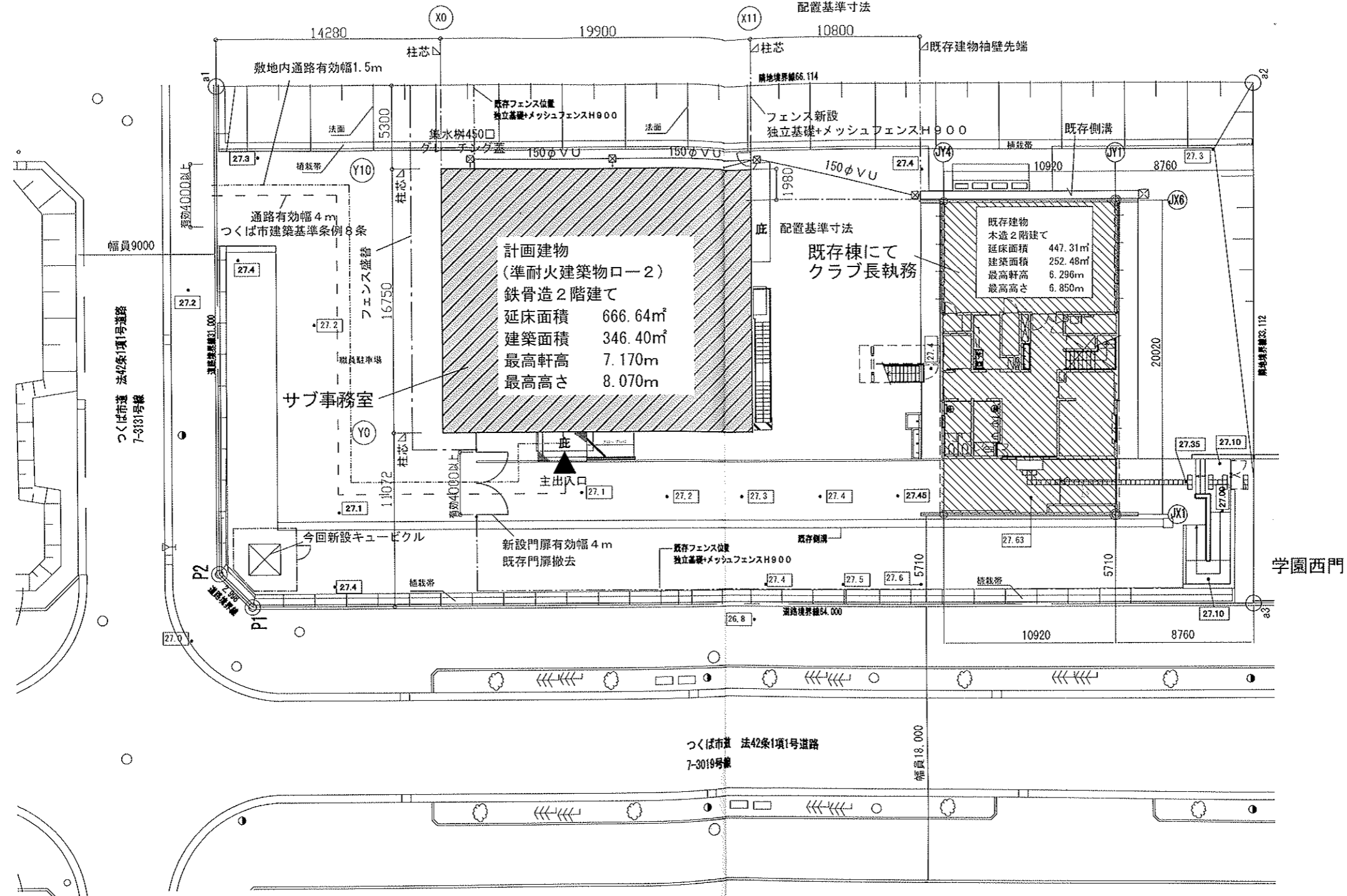
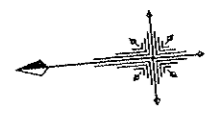
## 学園の森児童クラブ

1 号棟

2 号棟

1FL=KBM+700  
 設計GL=FL-250  
 設計GL=KBM+450

1FL  
 設計GL  
 KBM



計画建物  
 (準耐火建築物ロー2)  
 鉄骨造2階建て  
 延床面積 666.64㎡  
 建築面積 346.40㎡  
 最高軒高 7.170m  
 最高高さ 8.070m

既存建物  
 木造2階建て  
 延床面積 447.31㎡  
 建築面積 252.48㎡  
 最高軒高 6.296m  
 最高高さ 6.850m

配置図

27.4 : 地盤レベルを示す

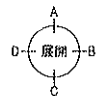
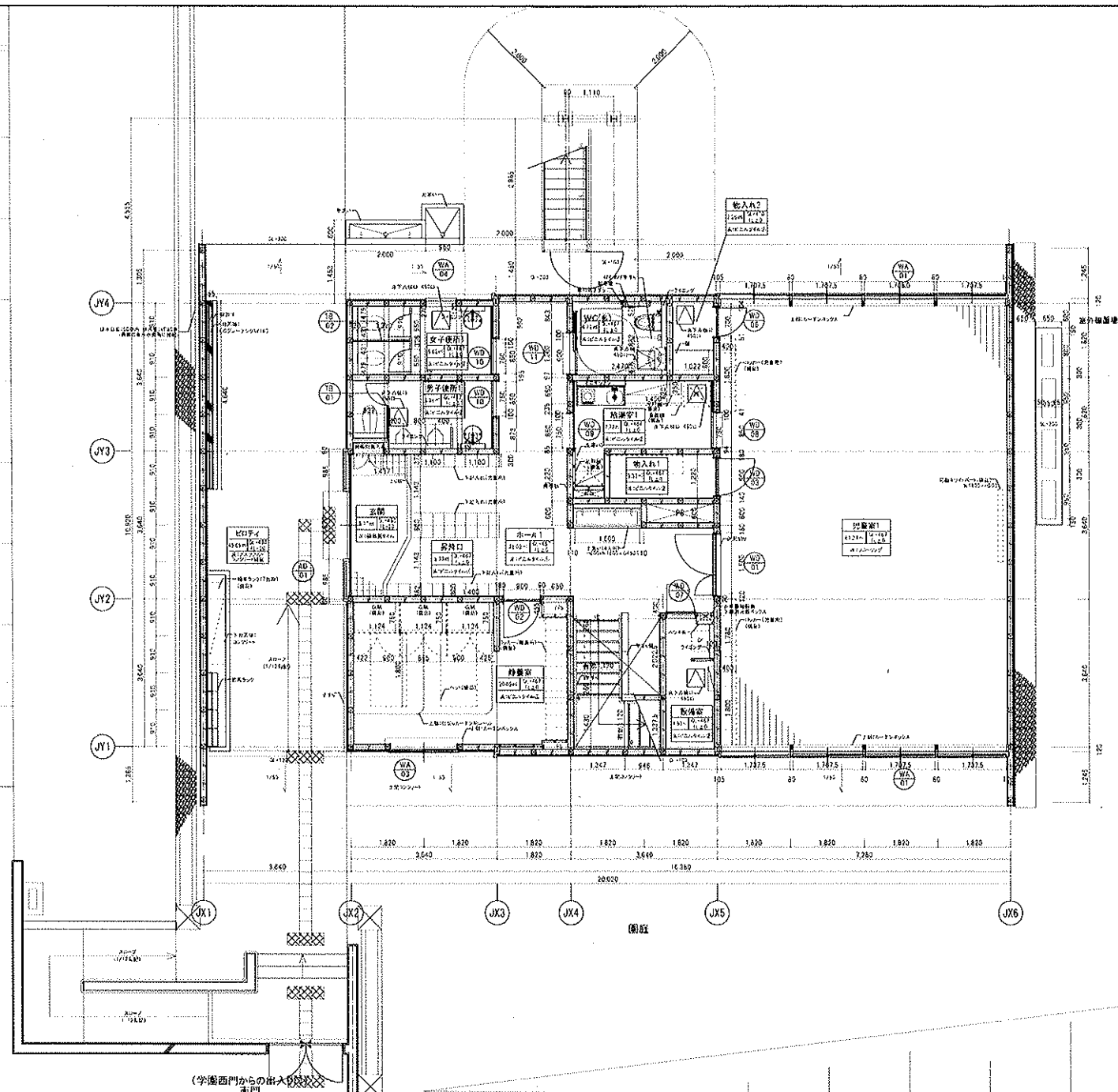
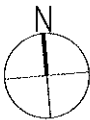
斜線制限	道路斜線制限	$1.25 \times (14.28m + 9.0m + 14.28m) = 46.95m > \text{計画建物最高高さ} 8.07m$
	隣地斜線制限	$20m + 1.25 \times 5.3m = 26.6m > \text{計画建物最高高さ} 8.07m$
日影規制	対象外(高さ10m以上が対象)。	

石杭天端=KBM±0

学園の森

1 号棟

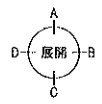
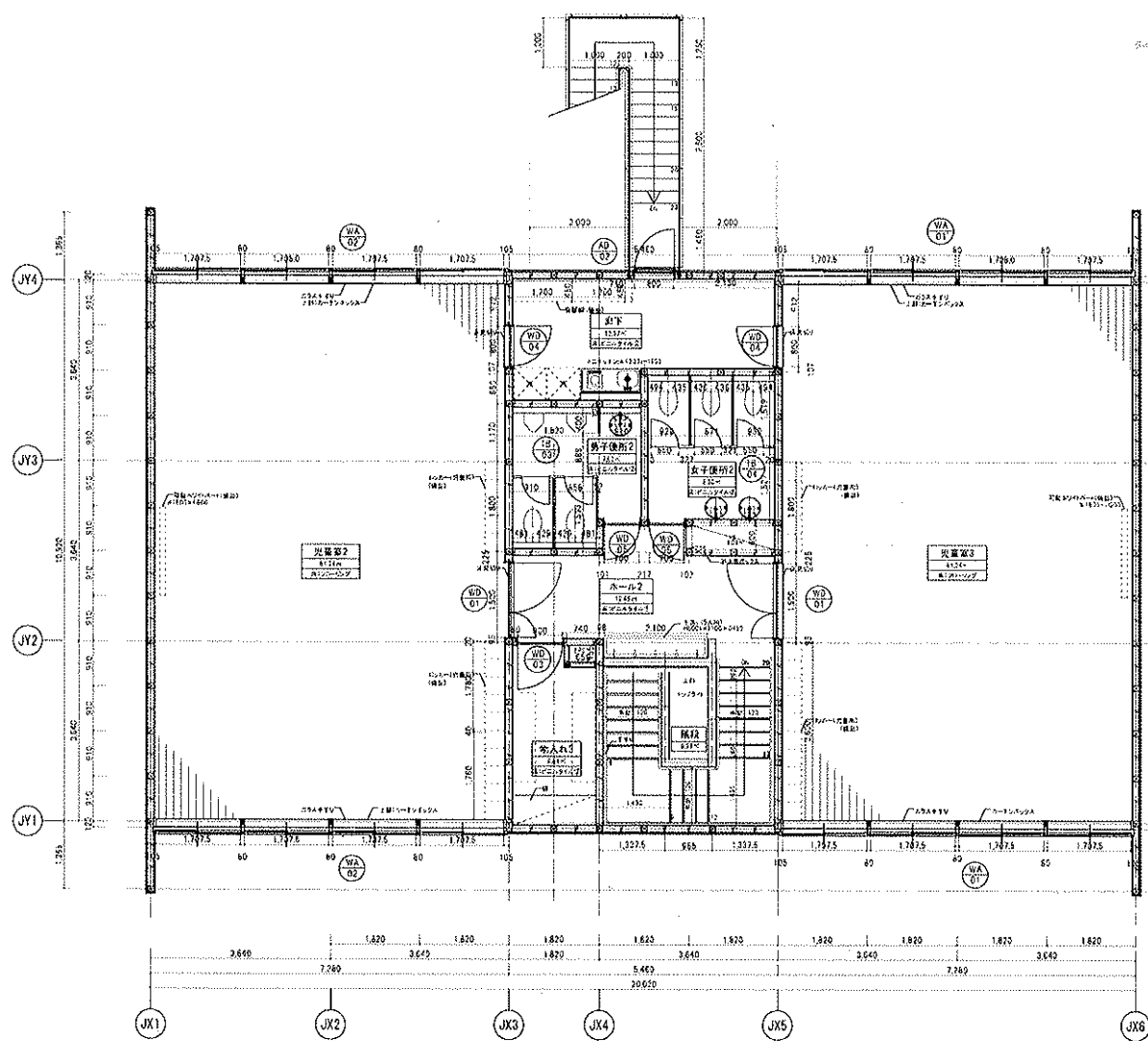
葛城学園  
サブグラウンド出入口



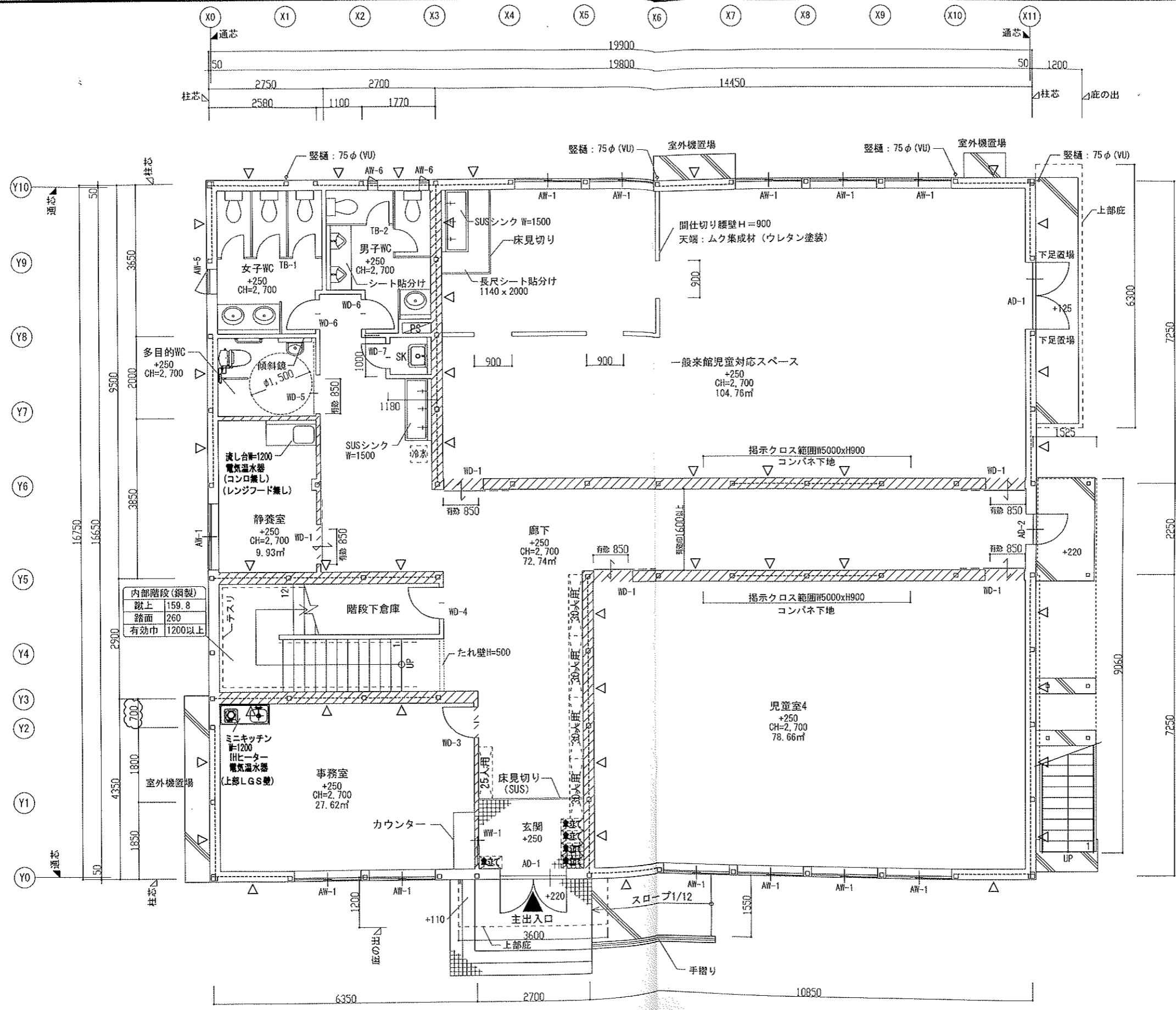
(学園西門からの出入口)  
西門

CHECKED BY \_\_\_\_\_ DRAWING BY \_\_\_\_\_

見取図: 学園の森児童クラブ



2号棟



**学園の森**

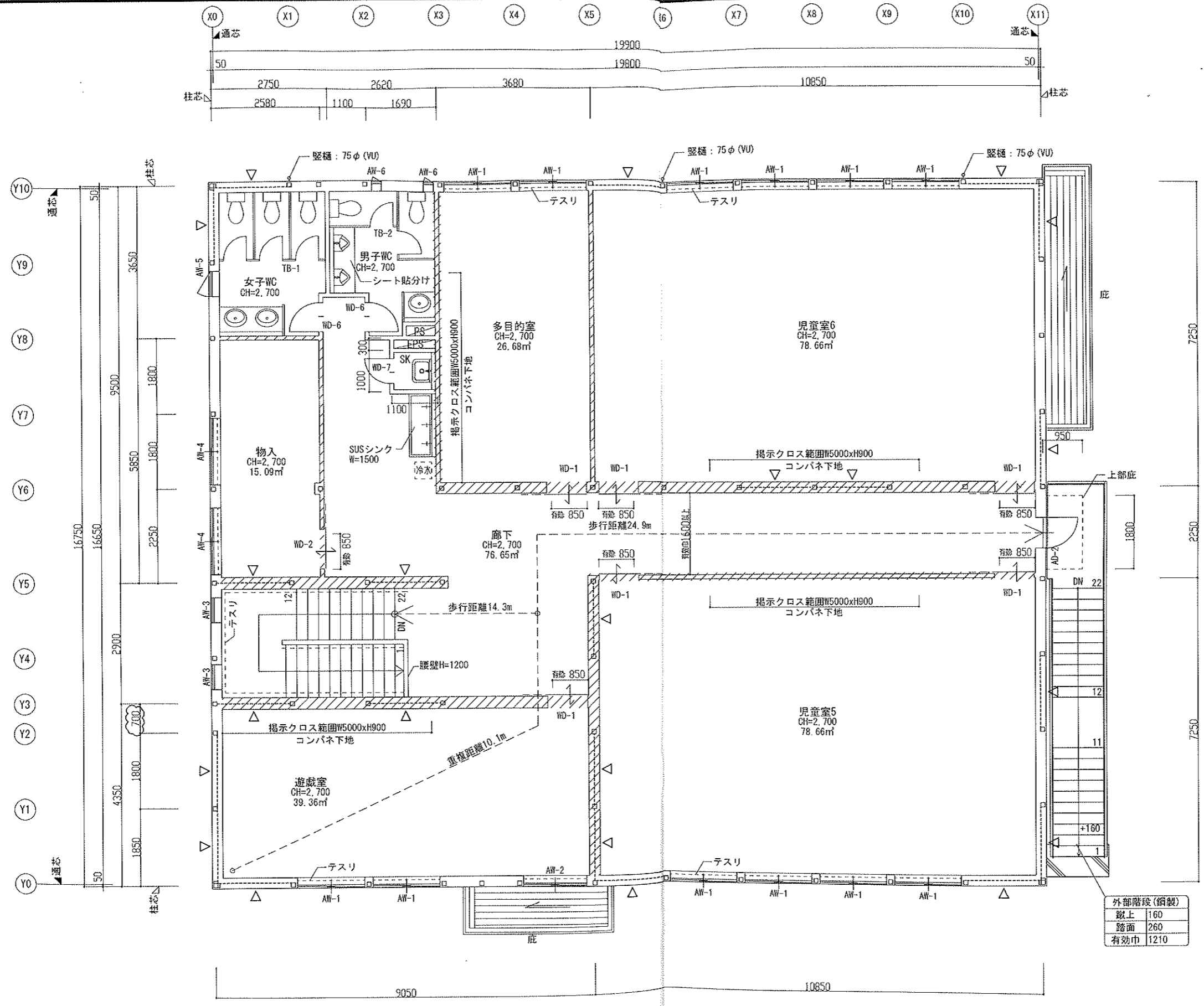
1階平面図 S=1/100

- △ : プレス位置を示す
- ▨ : 防火上主要な間仕切 (2階床裏・小屋裏まで)  
(両側2重張り: 石膏ボード=9.5+12.5)  
H12告示1358号





片流れ  
屋根勾配3/90



学園の森

外部階段(鋼製)	
蹴上	160
踏面	260
有効巾	1210

2階平面図 S=1/100

- △ : ブレーク位置を示す
- ▨ : 防火上主要な間仕切 (2階床裏・小屋裏まで)  
(両側2重張り: 石膏ボードt=9.5+12.5)
- : 窓テスリを示す  
H12告示1358号

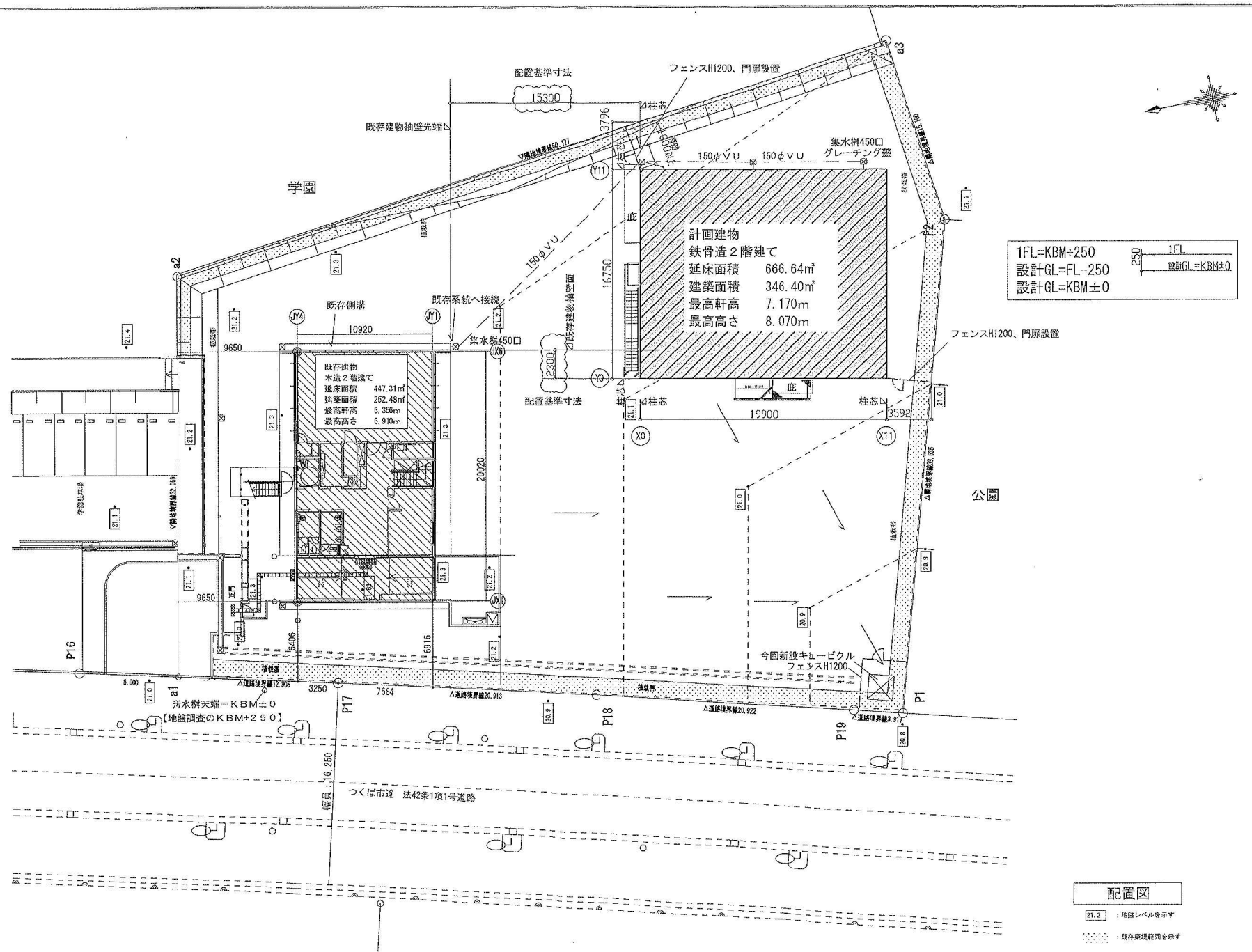
別添 1

みどりの学園児童クラブ

1号棟

2号棟

図書室



計画建物  
鉄骨造2階建て  
延床面積 666.64㎡  
建築面積 346.40㎡  
最高軒高 7.170m  
最高高さ 8.070m

既存建物  
木造2階建て  
延床面積 447.31㎡  
建築面積 252.48㎡  
最高軒高 6.356m  
最高高さ 6.910m

1FL=KBM+250  
設計GL=FL-250  
設計GL=KBM±0

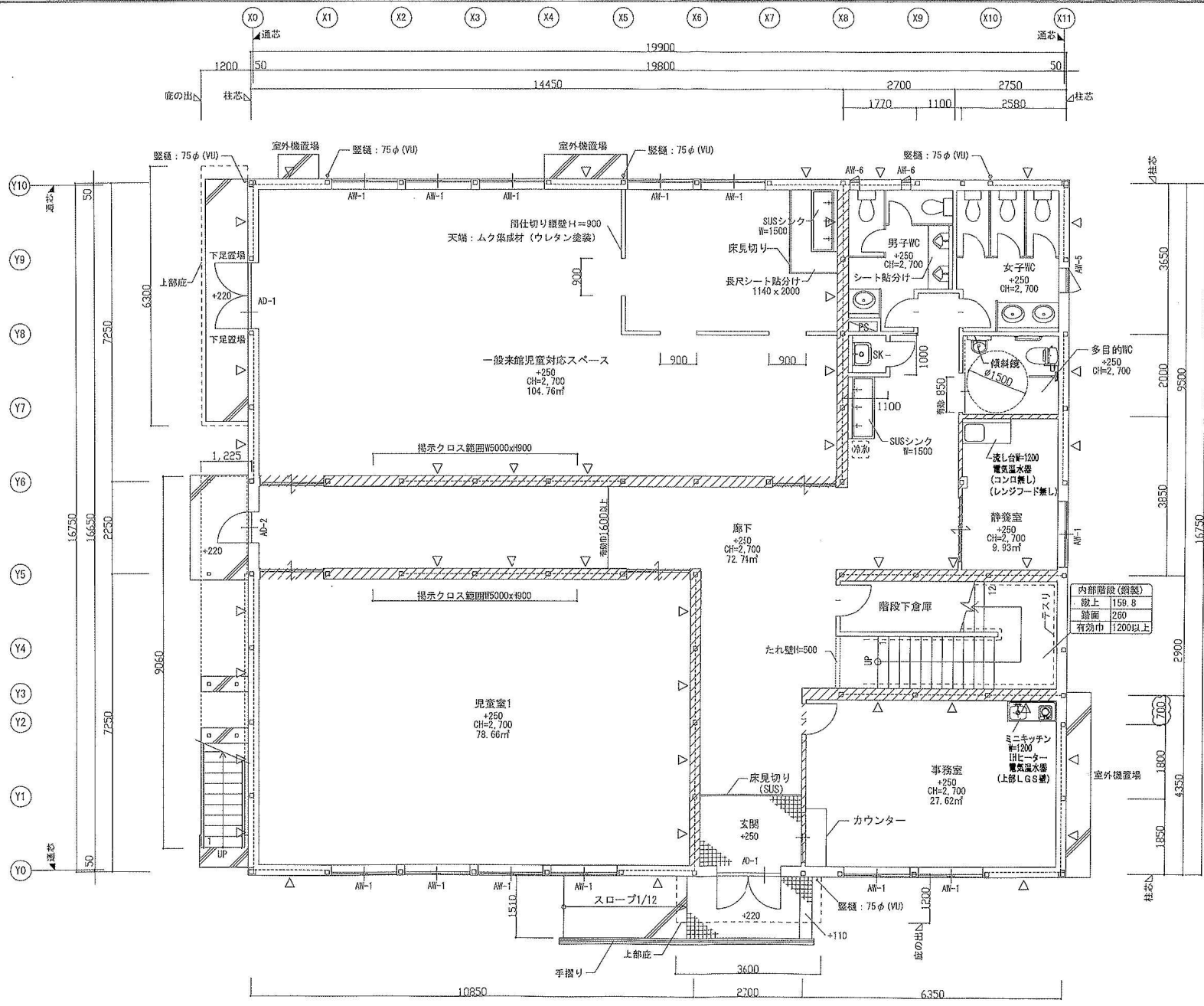
配置図  
Z1.2 : 地盤レベルを示す  
: 既存基礎範囲を示す

1 号棟





2号棟

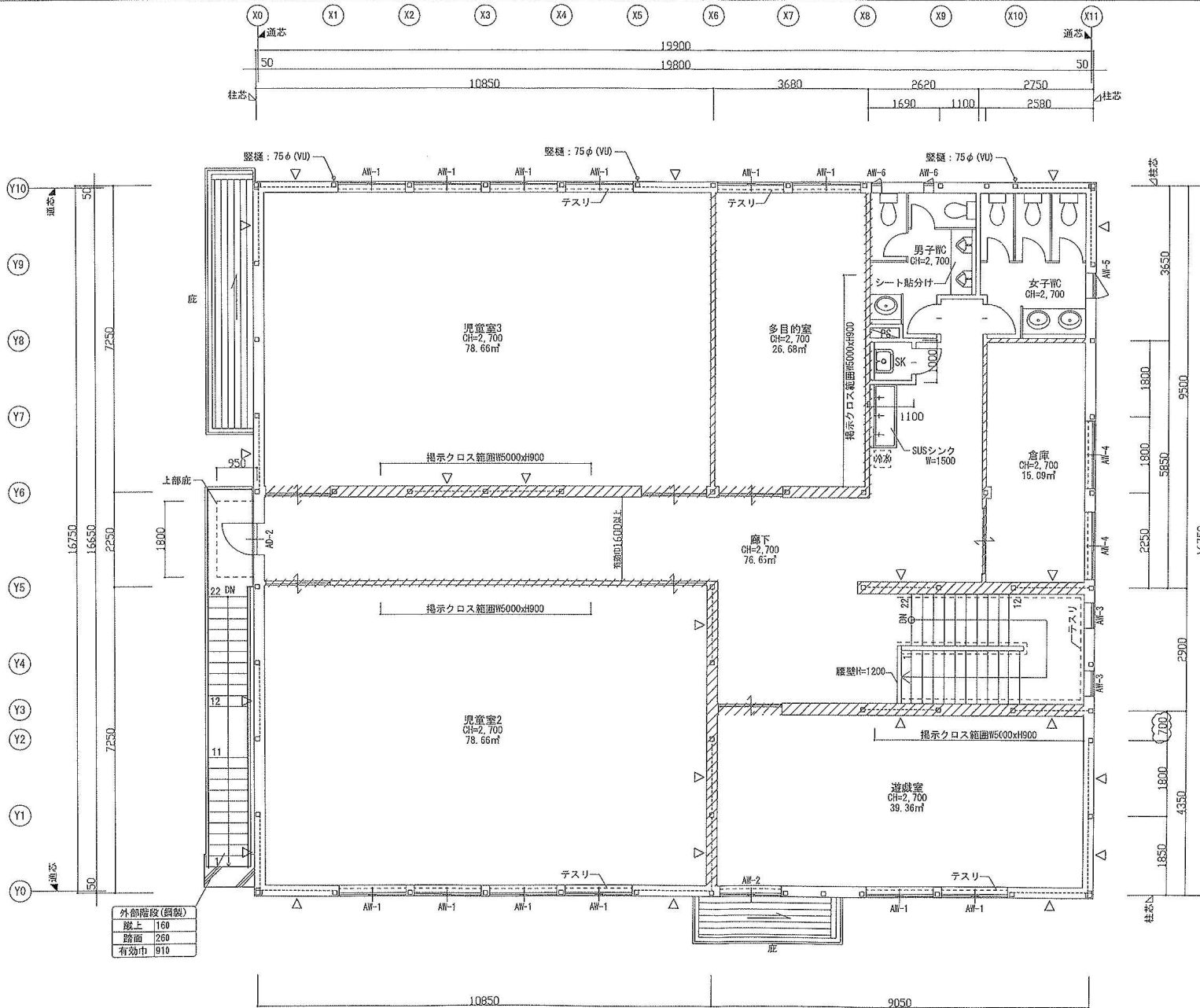


1階平面図 S=1/100

- △ : プレス位置を示す
- ▨ : 防火上主要な間仕切 (2階床裏・小屋裏まで) (両側2重張り: 石膏ボード=9.5+12.5)



屋根勾配3/90  
片流れ



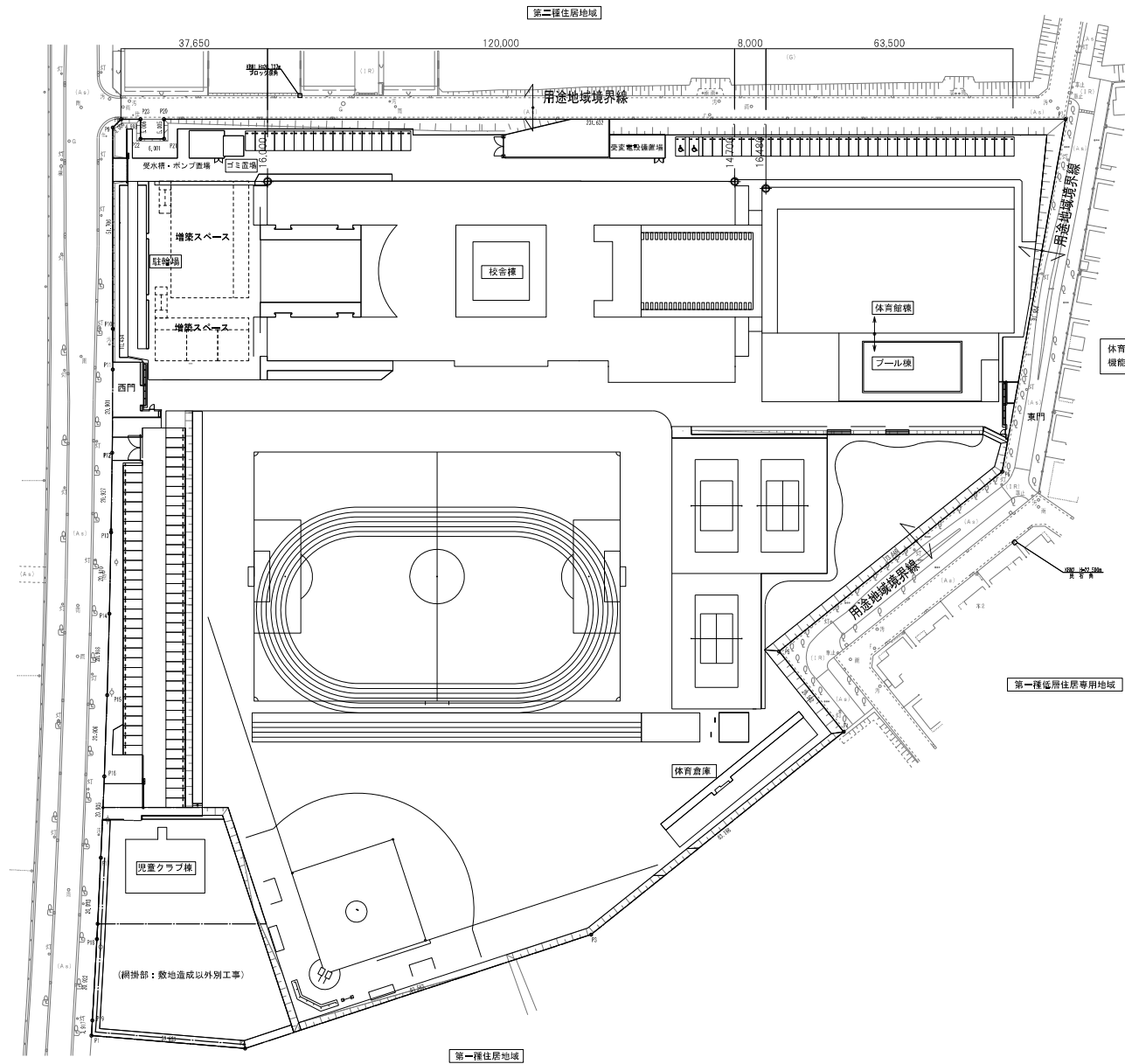
外部階段(鋼製)	
段上	160
踏面	260
有効巾	910

2階平面図 S=1/100

- △ : プレス位置を示す
- ▨ : 防火上主要な間仕切 (2階床裏・小屋裏まで)  
(両側2重張り: 石膏ボードt=9.5+12.5)
- : 窓テスリを示す

# 圖書室

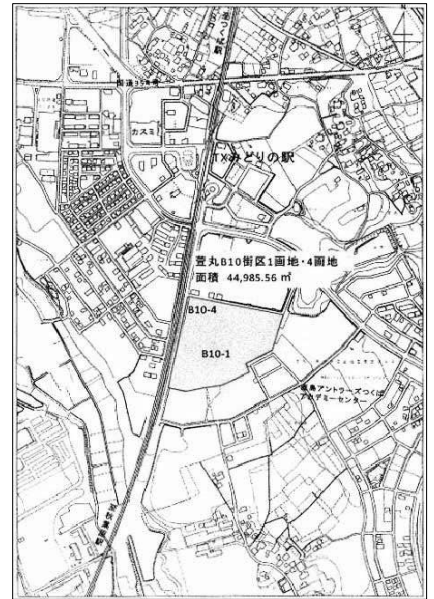
つくばエクスプレス



体育館棟とプール棟は建築基準法上、一建物。  
機能上、便宜的に仮想ラインにて棟区分している。

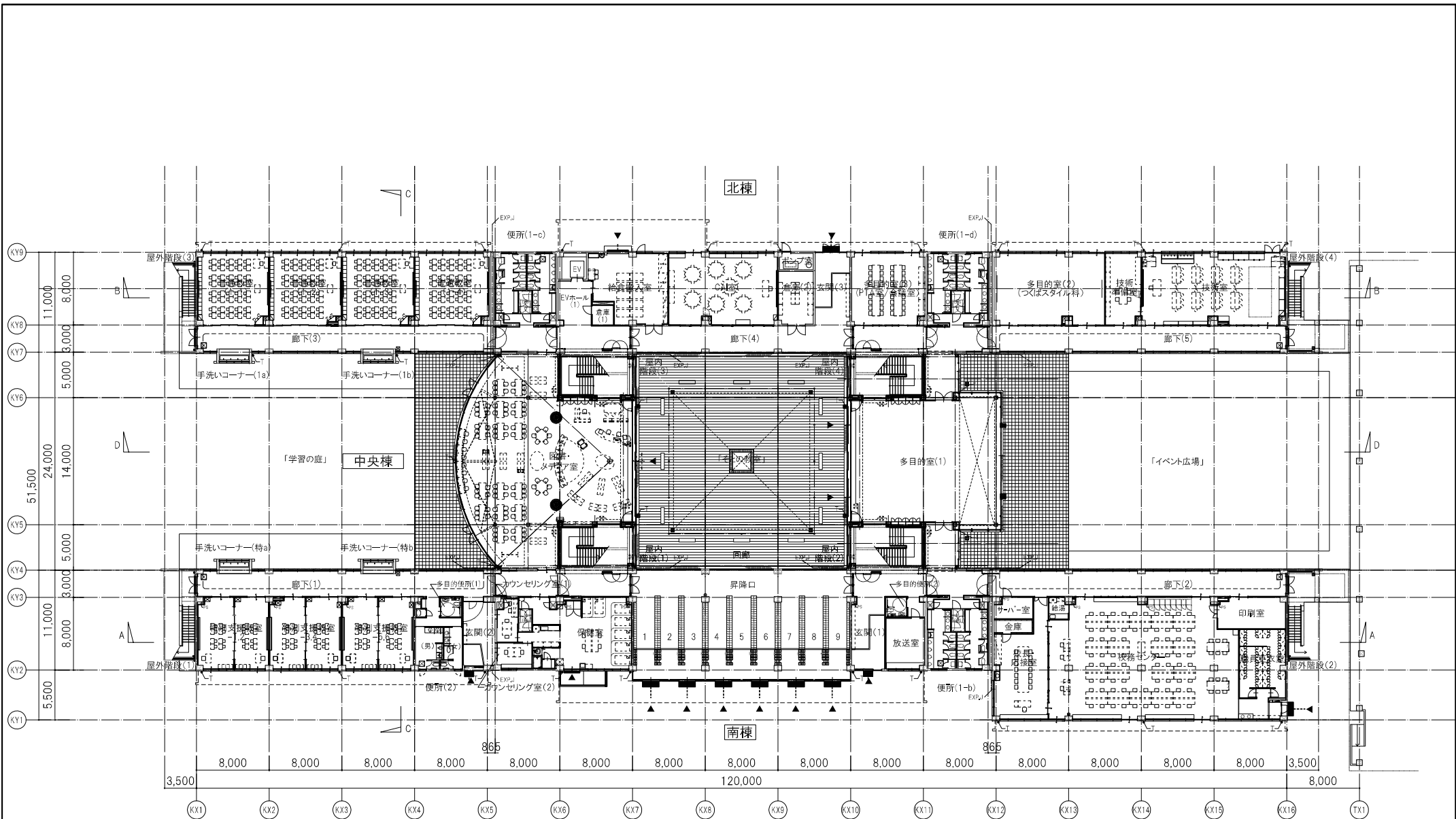
計画概要

事業名称	28 国債（仮）みどりの学園建設工事
事業者	つくば市
用途	学校の学校・中学校
所在地	つくば市裏丸地内
工事種別	新築
工期	2018年7月～2018年2月9日
敷地面積	44,985.82 m <sup>2</sup>
地区計画等	区画区分 市街北区域 用途地域 第一種住居専用地域 建ぺい率 200% 容積率 200% 防火・準防火地域 指定なし 高度地区 第二種高度地区 地区計画 裏丸地区地区計画 沿道住宅地区 →は市実施条例 第10条適用対象
道路幅員	北側 7-1055号線 w6.0 東側 7-1058号線 w10.0 歩行者専用 南側 5-3660 w16.0 西側
斜線制限	道路斜線制限 1.25×前面道路の長対側の境界線までの水平距離 2.0M; 1.25×隣地境界線までの水平距離 1.0M; 1.25×北側境界線までの水平距離
日影規制	第一種住居地域 4M/3h 第二種住居地域 4M/3h 第一種低層住居専用地域 1.5M-3/2



配置図

敷地案内図

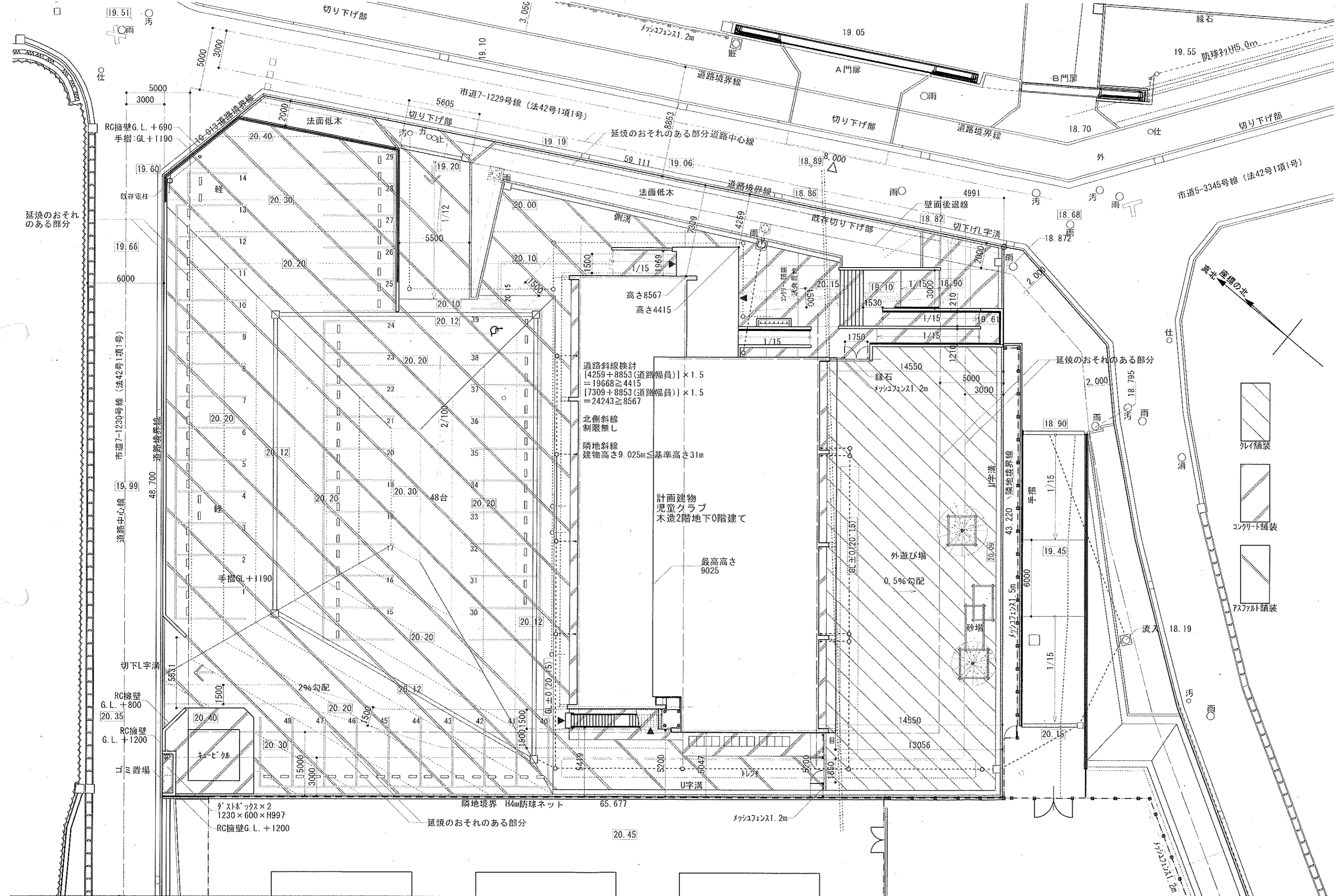


T	縦樋:特記なき限りVP100φ(足元は樋カバー設置)
RD	ルーフトレン:特記なき限り100φ
YD	横引きルーフトレン:特記なき限り100φ
TD	中継レン:特記なき限り100φ
■	屋内消火栓(設備工事)
※	一部消火器ボックス併設



# 別添 1

(仮称) みどりの南小学校児童クラブ

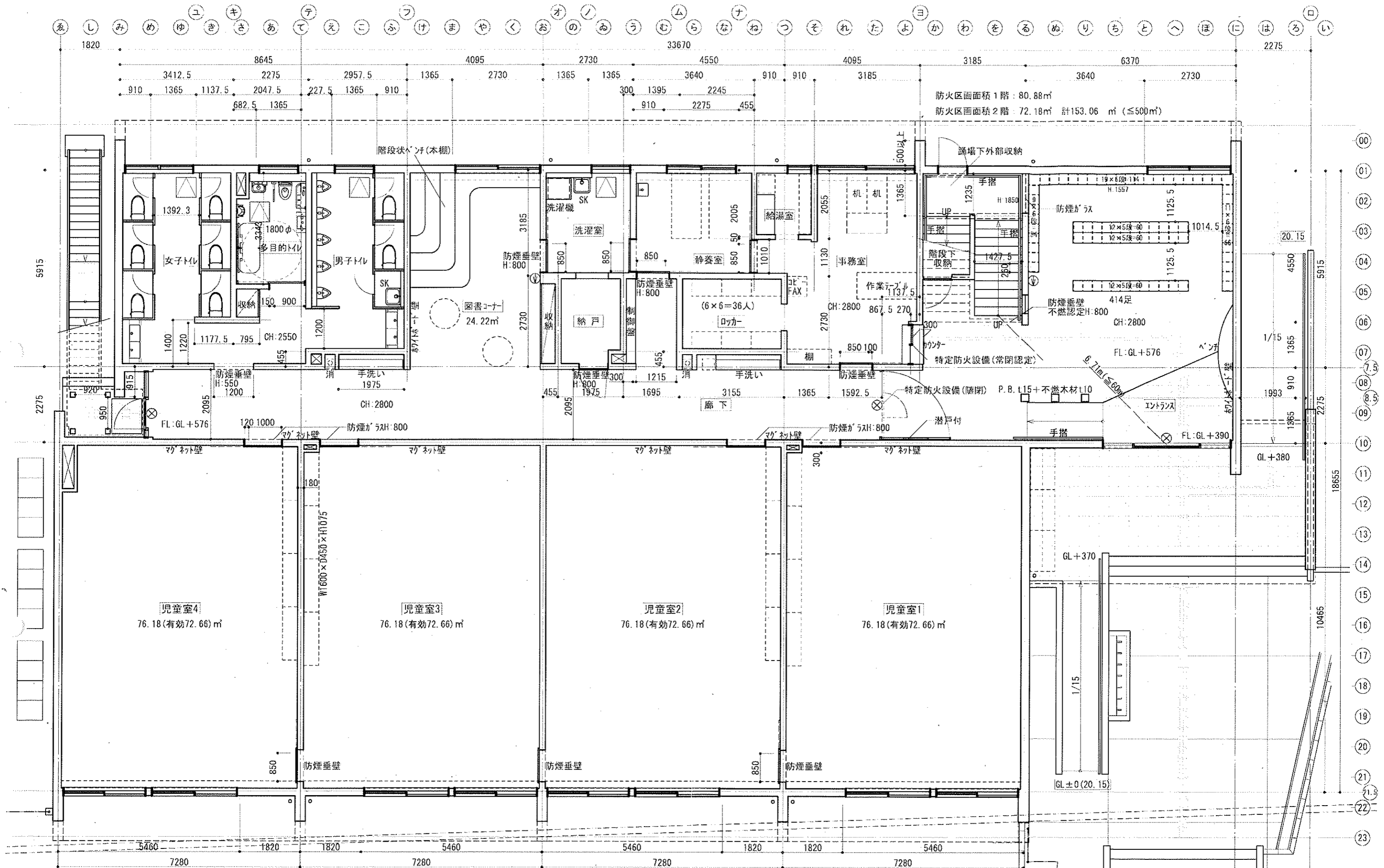


道路斜線検討  
 $(4259 + 8853 \text{ (道路幅員)}) \times 1.5 = 19668 \geq 4415$   
 $(7309 + 8853 \text{ (道路幅員)}) \times 1.5 = 24243 \geq 8567$

北側斜線  
 制限無し  
 隣地斜線  
 建物高さ9.025m ≤ 基準高さ31m

計画建物  
 児童クラブ  
 木造2階地下0階建て

最高高さ  
 9025



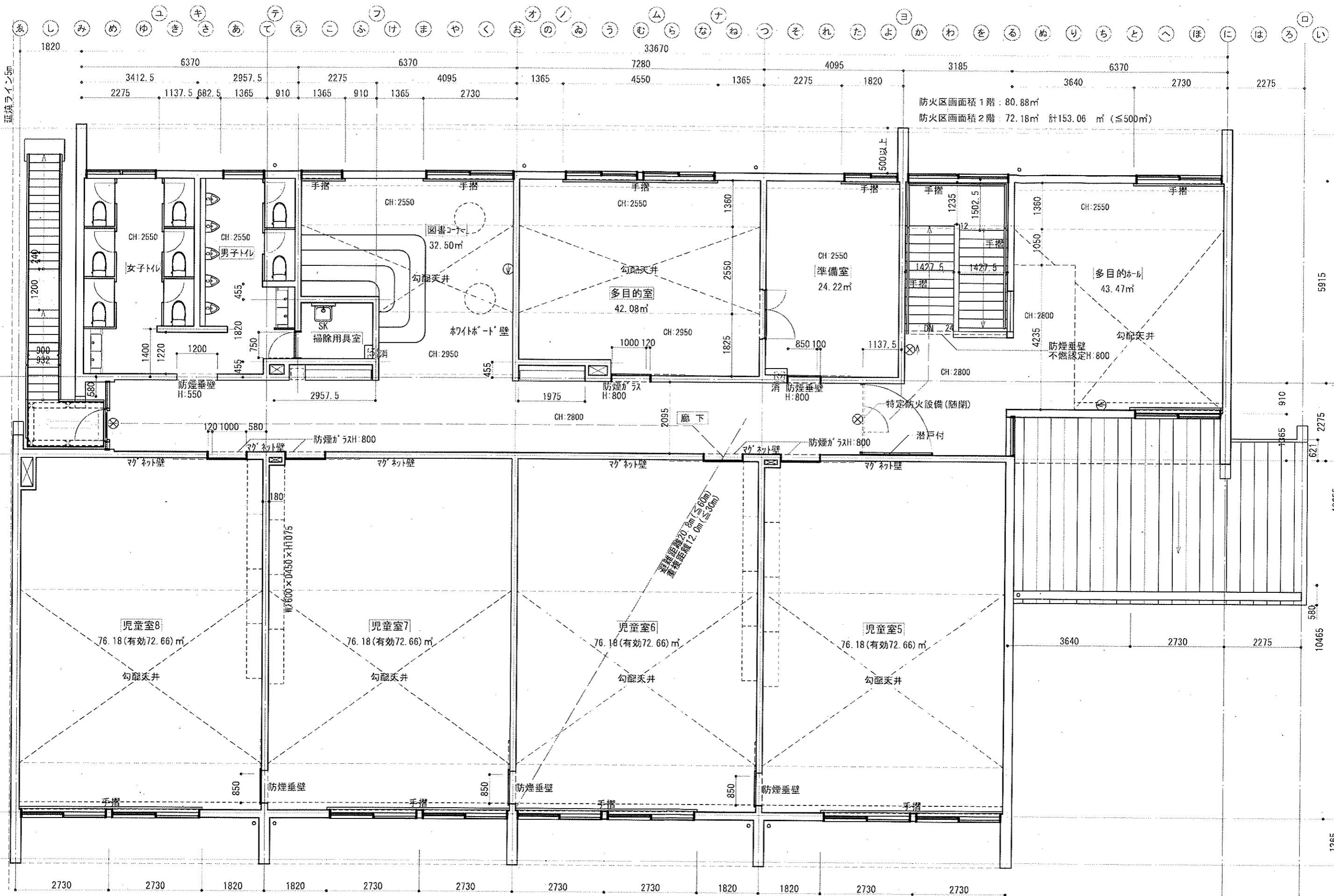
防火区画面積 1階: 80.88㎡  
 防火区画面積 2階: 72.18㎡ 計153.06㎡ (≦500㎡)

※準耐火建築物45分  
 防火区画500㎡以内 床、壁: 準耐火構造60分  
 防火上主要な間仕切り壁: 準耐火45分  
 防火区画500㎡以内

防火区画面積 1階: 497.58㎡ (≦500㎡)  
 1階床面積: 578.47㎡  
 延床面積: 1148.23㎡

※消火器はABC粉末消火器10型とする  
 ⊗ 避難口誘導標識(灯)  
 ⊕ 通路誘導標識

※防火区画間仕切り壁: 準耐火60分  
 木下地+強化P.B. L15 GB-F (V) or GB-F (N)



防火区画面積 1階 : 80.88㎡  
 防火区画面積 2階 : 72.18㎡ 計153.06㎡ (≦500㎡)

防火区画面積 2階 : 497.58㎡ (≦500㎡)  
 2階床面積 : 569.76㎡

※準耐火建築物45分  
 防火区画500㎡以内 床、壁：準耐火構造60分  
 防火上主要な間仕切り壁：準耐火45分  
 防火区画500㎡以内

※消火器はABC粉末消火器10型とする  
 ⊗ 避難口誘導標識(灯)  
 ⊕ 通路誘導標識